

松本市公告第464号

「松本市子育てガイドブック」協働発行事業者を公募型プロポーザルにより募集します。

令和 6年 1月17日

松本市長 臥雲



1 業務概要

- (1) 業務名 「松本市子育てガイドブック」協働発行事業
- (2) 業務内容 別紙「松本市子育てガイドブック」仕様書のとおり

2 履行期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

3 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 松本市製造の請負・物件供給等入札参加資格者に係る指名停止要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き中でないこと。
- (4) 松本市暴力団排除条例（平成24年松本市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

4 募集要領の配布

(1) 配布期間

令和6年1月17日（水）から令和6年2月22日（木）まで
（窓口での配布は、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 配布場所

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市子ども部子ども育成課児童担当

電話 0263-34-3000（内線2216） FAX 0263-34-3009

※募集要領については、松本市公式ホームページからもダウンロードできます。

ホームページURL <http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>

5 質問および回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付および回答を行う。

(1) 質問書受付期限

令和6年2月9日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、電子メールまたはファックスで行うこと

(3) 質問書に対する回答期限

ア 回答期限：令和6年2月15日（木）

イ 回答方法：質問に対する回答は、当該質問を行った参加者のみ電子メールまたはファックスで行う。

6 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式第2号）を提出するものとする。

7 提出書類

(1) 応募受付期限（提案書等提出期限）

令和6年2月29日（木）

(2) 提出場所

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階
松本市子ども部子ども育成課児童担当 宛

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

（郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、市は責任を負わない。）

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式第4号）

イ 提案書（自由様式）

ウ 当該事業と同様の事業実績の内容がわかる資料

エ 会社の概要がわかる資料

(5) 提案書に記載すべき事項

提案書は、自由様式とする。ただし、提案書の用紙サイズは、原則としてA4版とする。（図面等の資料については、A3版として織り込むことは可。）

ア 協働発行事業についての考え方

イ 制作コンセプト、自社企画の独創性

ウ 業務スケジュール（工程表）

エ 子育てガイドブックの見本

（ア） 表紙見本

（イ） 子育てに関する情報部分2ページ（見開き1ページ）

（ウ） 地図情報部分2ページ（見開き1ページ）

※松本市公式ホームページおよび任意収集した情報により、作成してください。

オ 広告掲載予定数および広告募集計画（募集手順、広告枠サイズごとの予定金額）

カ 実施体制

キ その他事業者からの独自提案

(6) 提出部数

正本1部・副本8部

(7) その他

- ア 原則、資料の差替え・修正は認めないこととする。
- イ 受理した提案書は、選定結果にかかわらず返却しない。
- ウ 提出された議案書の内容について、市から問合せがある場合がある。
- エ 提案書の作成等に要するすべての費用は、提出者の負担とする。

8 契約候補者特定の方法

提出された提案書を基に、下記により「松本市子育てガイドブック」協働発行业者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価し、最高得点の者を契約候補とする。

(1) 評価の項目

評価項目	内 容
事業者について	市内および県内における本社、支社などの有無を評価する。
事業の取組み方針について	事業者の取組み姿勢から、事業の遂行能力を評価する。
制作コンセプト・企画について	制作コンセプト、自社企画の独創性を評価する。
類似事業の実績について	他自治体での類似事業実績や提出された見本から、事業の遂行能力を評価する。
業務スケジュールについて	日程管理が適切か評価する。
紙面構成について	市の行っている子育て施策などが分かりやすく記載されているか評価する。
広告について	広告の収入見込みや募集方法について確実性があるか評価する。
実施体制について	人員体制が充実しているか評価する。
その他事業者が特に提案する事項	「松本市子育てガイドブック」協働発行业者の充実を図るための提案であるか評価する。

(2) 選定方法

- ア 選定委員会において、提案書による書類審査およびプレゼンテーションによる審査を行うこととする。
- イ プレゼンテーションでは、提案書の内容を審査員に説明し、質疑を行う。
- ウ プレゼンテーションの時間、場所等の詳細については、該当申請者に対して書面で通知する。1事業者につき、プレゼンテーション15分、質疑応答10分の計25分を予定。
- エ 審査結果は、提案書を提出した応募事業者全員に対して通知する。

(3) 提案の失格

- ア 虚偽の内容が記載されたとき
- イ 本要領に定められた以外の方法により、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき
- ウ 提案者が他の提案の代理を行ったとき
- エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき
- オ 本仕様書に違反する提案を行ったとき

9 契約

選定委員会による審査において選定された業者は、市による最終決定の後、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行う。

ただし、契約締結時までに参加資格に該当しなくなった場合は、契約しないこととし、この場合、市は一切の損害賠償を負わない。

10 担当部署（問合せ先）

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

松本市こども部こども育成課児童担当

担当：池田 彩音

E-mail：kodomo-i@city.matsumoto.lg.jp

電話：0263-34-3000（内線2216）

FAX：0263-34-3309